

ひとり親世帯臨時特別給付金のご案内

ひとり親世帯を支援するため、給付金を支給します！

1 基本給付

児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の方への給付

給付金の対象となる方

ひとり親（児童扶養手当法第4条に該当）のうち、下記(1)~(3)のいずれかに該当する方。なお、(2)・(3)の場合における同居親族の収入要件等もあります

- (1) 令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方
- (2) 年金受給により児童扶養手当の受給者ではない方のうち、平成30年中の年金を含む収入が児童扶養手当の受給者と同水準の方
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、その後の収入が児童扶養手当の受給者と同水準となっている方

給付額

1世帯**5万円**、第2子以降1人につき**3万円**

2 追加給付

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方への給付

給付金の対象となる方

上記、基本給付の(1)又は(2)に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、収入が減少した方（生活保護受給者は対象外）

給付額

1世帯**5万円**

裏面に続きます。必ずご確認ください

給付金の支給手続き

表面 1-(1) に該当する方

基本給付

- ▶ **申請は不要。連絡も不要** (ただし、受給を辞退される方は、御連絡ください)
- ▶ 7月下旬に、児童扶養手当の口座に振り込みます (通帳記帳で御確認ください)

追加給付

- ▶ **申請が必要。**児童扶養手当の現況届提出時 (8月) に申請してください (申請に際し、事前に準備することや、持参する物はありません)

表面 1-(2) に該当する方

基本給付

追加給付

- ▶ **申請が必要**
- ▶ 令和2年7月17日 (金) ~令和3年2月26日 (金) の申請期間中に、通帳orキャッシュカード、年金額や収入が分かる書類を持参の上、来庁して申請してください
- ▶ 7・8月申請分は9月中旬に、9月以降申請分は翌月に振込み (通帳記帳で御確認ください)

表面 1-(3) に該当する方

基本給付

- ▶ **申請が必要**
- ▶ 令和2年7月17日 (金) ~令和3年2月26日 (金) の申請期間中に、通帳orキャッシュカード、収入が分かる書類、児童扶養手当全部支給停止者でない方は戸籍謄本を持参の上、来庁して申請してください
- ▶ 7・8月申請分は9月中旬に、9月以降申請分は翌月に振込み (通帳記帳で御確認ください)

問合せ先

厚生労働省「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター
☎0120-400-903 (平日9:00~18:00)
小金井市子ども家庭部子育て支援課手当助成係
☎042(387)9839 (平日8:30~17:15)

「ひとり親世帯臨時特別給付金」の**振り込め詐欺や個人情報の詐取にご注意を!**

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省 (の職員) などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署 (または警察相談専用電話(#9110)) にご連絡ください

